

「箱根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（仮称）」の制定について（概要版）

1 趣 旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第3次一括法）が制定され、これまで介護保険法（以下「法」という。）によって定められていた「指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」について、町が地域の実情に応じて条例で定めることとなりました。

2 箱根町が制定する条例について

(1) 一括法により、条例で定められることとなる基準省令は次のとおりです。

制定する条例	省令
箱根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）

3 基準の区分について

条例は、次のとおり国が区分した基準に基づき定める必要があります。

基準の区分	内容	主な基準
「従うべき基準」 省令で定める基準に従い定めるもの (以下「従う」と表記)	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの	・人員に関する基準 ・運営に関する基準の一部
「参酌すべき基準」 省令で定める基準を参酌するもの (以下「参酌」と表記)	地方自治体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの	・趣旨及び基本方針に関する基準 ・運営に関する基準の一部 ・介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 ・基準該当介護予防支援に関する基準

※各種基準の概要は別表のとおり

4 条例制定にあたっての基本的な考え方

今回の条例の制定にあたっては、多くの項目において町の実情に国の基準を上回る内容、または異なる内容を定めるほどの特段の事情、地域性は認められないので、原則として国の基準に基づいて町の条例を制定します。ただし、一部の項目について町独自の基準を盛り込み、介護予防支援事業のさらなる質の向上に努めたいと考えます。

5 条例に箱根町が独自に盛り込む基準（案）

文書の保存期間を2年から5年に延長

省令での規定（第28条第2項）	条例案での規定
次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。	次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（町の考え方）

省令では指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する記録の保存期間は2年間と規定されているが、介護給付費の返還請求権は地方自治法に5年間と定められている。このため、町では指定介護予防支援等の事業者に対し、サービスの提供に関する記録等の5年間の保存を義務付け、不適正な介護保険給付費の支給があった場合には、5年間さかのぼり返還請求ができるようにするもの。

事業者（法人）の指定要件に暴力団排除を追加

新規条例に追加
箱根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 第1～2条（省略） （指定介護予防支援事業者等の資格） 第3条 法第115条の22第2項第1号（法第115条の31において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1)法人であること。 (2)法人の役員等が箱根町暴力団排除条例（平成23年箱根町条例第12号）第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。 第4条（以降省略）

（町の考え方）

町では、暴力団の排除に関して、基本理念を定め、町、町民及び事業者の役割や暴力団の排除に関する基本的施策などを定めることにより、社会全体で暴力団を排除して、安全で安心して暮らすことができる社会の実現をめざして、平成23年9月に暴力団排除条例を制定した。

この条例により、町の契約事務や公の施設の管理者等における暴力団排除に関する必要な措置が講じられているが、介護保険事業者として町が指定する事業者に対しても、暴力団排除条例の趣旨を踏まえた措置を講ずることにより、利用者が安心してサービスを受けることができるようにするもの。

(1) 趣旨及び基本方針に関する基準

基準の概要	独自基準	類型
<p>《趣旨及び基本方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者は、介護予防の効果が最大限発揮され、利用者が有している生活機能の維持・向上が図られるよう、目標指向型の計画を作成し、利用者自身によるサービスの選択の尊重、保健・医療・福祉サービスの総合的かつ効率的に提供されるよう配慮しなければならない。 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス事業者又は地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行わなければならない。 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域におけるさまざまな取組を行う者等との連携に勤めなければならない。 法人であることとする。 <p>⇒ 上記に加え、町の独自基準として、事業者（法人）の指定要件に暴力団排除を追加することを検討します。</p>	暴力団員等の排除	参酌

(2) 人員に関する基準

基準の概要	類型
<p>《従業者の員数》</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の「保健師」等を1人以上置かなければならない。 	従う
<p>《管理者》</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所ごとに常勤専従の管理者を置かなければならない。ただし、管理上支障がない場合は、事業所の他の職務、又は地域包括支援センターの職務に従事できる。 	従う

(3) 運営に関する基準

基準の概要	類型
<p>《内容及び手続の説明及び同意》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規定等の概要を記した重要事項説明書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならない。 ・介護予防サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等の説明及び理解を得なければならない。 ・利用申込者又はその家族から申出があった場合には、重要事項説明書に代えて、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を使用する方法で、電子計算機に備えられたファイル等に当該重要事項を記録する方法（磁気ディスク、CDROM 等に記録）等により提供することができる。この場合において、当該文書を交付したものとみなす。（この場合、利用申込者又は家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができなければならない。） 	従う
<p>《サービス提供拒否の禁止》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。 	従う
<p>《サービス提供困難時の対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地域等を勘案し、利用申込者に対し適切な介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。 	参酌
<p>《受給資格等の確認》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証により、被保険者資格、認定有無、認定の有効期間を確かめるものとする。 	参酌
<p>《受給資格等の確認》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ必要な協力を行わなければならない。 ・指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 ・要支援認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けているよう支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。 	参酌
<p>《身分を証する書類の携行》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身分を証する書類を携行し、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、提示しなければならない 	参酌
<p>《利用料等の受領》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料と介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 	参酌

(3)-2 運営に関する基準（つづき）

基準の概要	類型
<p>《保険給付の請求のための証明書の交付》</p> <ul style="list-style-type: none"> 提供した事業についての利用料の支払いを受けた場合には、その利用料の額等を記載した「指定介護予防支援提供証明書」を利用者に交付しなければならない。 	参酌
<p>《指定介護予防支援の業務の委託》</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 委託に当たっては、地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならないこと。 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。 委託する指定居宅介護事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が基本方針、運営基準等を遵守するよう措置させなければならないこと。 	参酌
<p>《法定代理受領サービスに係る報告》</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者は、毎月、市町村に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。 事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村に対して提出しなければならない。 	参酌
<p>《利用者に関する市町村への通知》</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。 	参酌
<p>《管理者の責務》</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。 管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者にこの章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 	参酌
<p>《運営規程》</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営に関する重要事項について規程を定めるものとする。 	参酌
<p>《勤務体制の確保》</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な指定介護予防支援を提供できるよう従業者の勤務体制を定めておかななければならない。 従業者の資質向上のための研修機会を確保しなければならない。 	参酌
<p>《設備・備品等》</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業を行うための必要な広さの確保 必要な設備及び備品等を備えなければならない。 	参酌
<p>《従業者の健康管理》</p> <ul style="list-style-type: none"> 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 	参酌

(3)-3 運営に関する基準（つづき）

基準の概要	独自基準	類型
<p>《提示》</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制、重要事項説明書等を提示しなければならない。 		従う
<p>《広告》</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者は、指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。 		参酌
<p>《介護予防サービス事業者等からの利益收受の禁止等》</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、従業員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。 従業員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。 事業者及び従業員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。 		参酌
<p>《苦情処理》</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置し、苦情の内容等を記録しなければならない。 市町村からの文書提出等の求めや質問・照会、調査等に協力するとともに、指導・助言等を受けた場合は必要な改善を行う。また、市町村からの求めに応じ、その改善の内容を報告しなければならない。 		参酌
<p>《事故発生時の対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業の提供により事故等が発生した場合は、市町村・家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じ、その状況や処置等について記録しなければならない。 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 		従う
<p>《会計の区分》</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所ごとに経理を区分するとともに、事業の会計とその他の会計を区分しなければならない。 		参酌
<p>《記録の整備》</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者に対する事業の提供に関しては、「個別事業計画」「事業内容等の記録」「市町村への通知の記録」「苦情内容等の記録」「事故状況等の記録」を整備し、<u>完結の日から2年間保存する。</u> <p>⇒ 町の独自基準として、サービスの提供に関する記録の保存期間を2年間から5年間</p>	文書の保存期間の延長	参酌

(4) 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

基準の概要	類型
<p>＜指定介護予防支援の基本取扱方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定介護予防支援は、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。 事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。 事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 	参酌
<p>＜指定介護予防支援の具体的取扱方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定介護予防支援の方針は、第一条に規定する基本方針及び基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (→管理者は、担当職員に介護予防サービス計画に関する業務を担当させるものとする。ほか) ⇒規定多数のため、別添参照(26項目) 	参酌
<p>＜指定介護予防支援に当たっての留意点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すのではなく、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。 サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。 地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする。 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。 	参酌

(5) 基準該当介護予防支援に関する基準

基準の概要	類型
<p>＜準用＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護予防支援事業について、基準該当介護予防支援（法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。）の事業について準用する。（準用） この場合において、「指定介護予防支援が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第2項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。（読み替え） 	参酌